

大阪ユニークもん直販会 出展規約

大阪府中小企業団体中央会

「大阪ユニークもん直販会」（以下、「本直販会」とします。）へ出展する出展事業者は、本出展規約（以下、「本規約」とします。）に定められた内容を遵守して出展を行うものとします。

第1条 出展資格

出展事業者は、「本会の会員組合に所属する組合員企業」又は「大阪府内に事業所を有する中小小規模事業者で、本会が認めた者」とし、以下の(1)～(6)の全てに該当する必要があります。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を府内において営んでいない者。

第2条 出展申込

出展申込は、本会が指定する E-mail アドレス又は FAX 宛に、必要事項を記入した申込書類を送付してお申し込みください。なお、本会が申込書類を受領し内容を確認した後、本直販会の開催趣旨等に適さないと判断した場合には、出展をお断りする場合がありますので、予めご了承下さい。

第3条 出展事業者の責務

出展事業者には、本直販会の事前と事後に本会が主催する販路開拓の研修会及び事前説明会への参加をお願いします。また、本事業は国の補助事業を活用して実施するため、本直販会実施後5年間は、本会が実施するアンケート・調査等に協力していただく必要があります。

第4条 本会が出展事業者から取得した情報について

本会は、本直販会の告知、集客等を目的として、出展者から取得した情報について、本会のウェブサイトや、来場者誘致を目的とした案内状などに掲載できるものとします。また、当該情報を必要に応じて関係機関に提供することがありますので、予めご了承下さい。

第5条 出展料について

出展料は、ホワイエ：1小間あたり187,000円（税込み）、大ホール：121,000円～154,000円（税込み）とします。なお、出展料には、ブース使用料（標準工事費含む）、長机1台、折りたたみ椅子2脚、電源コンセント（消費電力1200Wまで）が含まれます。

第6条 出展料の請求と支払い

出展事業者は、請求書に記載された期日までに、請求された出展料全額を本会が指定する銀行口座へ振り込む（振込手数料は出展者事業負担）ものとします。請求時期については、令和5年6月30日を予定しています。なお、納付期限までにお支払いいただけない場合は、出展を取り消す場合があるほか、出展料については、出展を取りやめた場合でも返却いたしませんので、予めご了承下さい。

第7条 その他費用

本直販会に関連して支出する出展事業者の交通費、宿泊費、荷物運搬費等の諸費用は、出展料とは別に
出展事業者の自己負担となります。

第8条 小間位置の決定

小間位置は、業種別にエリア分けを行うなど、全体のバランスを勘案のうえ、本会で決定します。位
置の指定や希望には応じられません。

第9条 搬入と搬出・撤去

出展事業者は、本会が指示する期間内に小間装飾、展示・販売品等の搬入を行い、直販会の開催まで
にすべての小間装飾を完成させるものとします。

第10条 展示規定

出展事業者は、装飾方法、展示・販売方法等に関し、本会の指示に従わなければなりません。出展事
業者は自社の展示・販売が近隣の出展者などの妨げにならないようにしなければなりません。万一、近
隣の出展事業者とトラブル等があった場合には、本会が規定をもとに妨害、違反の有無の判断をし、出
展事業者はこの判断に従うものとします。

第11条 転貸等の禁止

出展事業者は、相手が他の出展者あるいは第三者であるか否かを問わず、本会の許可なく、ブースの
全部または一部を転貸、売買、譲渡、交換、貸与等することはできません。

第12条 直販会の中止・延期

天災その他の不可抗力により、本直販会が開催不能又は継続困難となった場合、本会の決定により開
催を中止又は中断することがあります。

この場合、本会は支払うべき経費を支払った後、残金がある場合には、出展事業者が既に支払った出
展料に応じて残金を払い戻します。ただし、中止、中断によって生じた一切の損害について、責任を負
わないものとします。

第13条 直販会の管理と免責

本会は、本直販会の安全管理について、最善の注意を払いますが、展示・販売品の管理及び保全につ
いては、各出展事業者の責任のもとに行うものとし、本会は、あらゆる原因から生ずる損失について、
責任を負わないものとします。

第14条 損害賠償責任

本会は、理由の如何を問わず、出展事業者およびその関係者が本直販会へ出展することを通じて被っ
た、人身および財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。また出展事業者は、その
従業員、代理人、関係者の故意、過失または無過失によって、会場施設およびその設備等や、第三者の
人身・財物に与えた一切の損害について、直ちにその損害を賠償しなければなりません。本会がこれら
の損害の賠償請求を受けた場合、当該出展事業者は自らの責任でその支払いを行うとともに、本会に損
害が生じた場合には、その全額を速やかに本会に支払うものとします。

第15条 規約の遵守

全ての出展事業者は、本規約及び本会が必要に応じて制定し出展事業者に通達した規則等を遵守しな
ければなりません。また、本会は直販会を円滑に運営するため、各種規則等の設定及び変更を行うこと
があり、その場合、本会は速やかに出展事業者に通達するものとします。